

檜葉町屋外スポーツ施設使用許可申請書

令和 年 月 日

一般社団法人檜葉町スポーツ協会
代表理事 松本 孝夫



申請者: 住 所 〒

氏 名

TEL

団体名

利用日		令和 年 月 日 ()					使用料	
使用目的								
使用者区分・人数		中学生以下	高校生以下	一般	興業	半額減免・減免	人	
使用 施設	野球場	野球場	時 分 ~	時 分 (時間)		半額減免・減免	円	
		照明施設使用	時 分 ~	時 分 (時間)			円	
		スコアボード	時 分 ~	時 分 (時間)			円	
		ピッチングマシン	時 分 ~	時 分 (時間)			円	
	サブ グラウンド	南側	時 分 ~	時 分 (時間)		半額減免・減免	円	
		南側【照明施設使用】	時 分 ~	時 分 (時間)			円	
		北側	時 分 ~	時 分 (時間)		半額減免・減免	円	
		北側【照明施設使用】	時 分 ~	時 分 (時間)			円	
	多目的運動場	多目的運動場	時 分 ~	時 分 (時間)		半額減免・減免	円	
		照明施設使用	時 分 ~	時 分 (時間)			円	
		会議室・ロッカー室	時 分 ~	時 分 (時間)			円	
		シャワー室	利用人数		名		円	
					半額減免 ・ 減免	合計	円	

グラウンドの予約、キャンセル及び減免について

◎グラウンドの予約について

- ・通常予約⇒利用日の3カ月前の同日から予約可能
- ・会員予約⇒利用日の1カ月前の同日から予約可能
- ・大会予約⇒利用日の6カ月前の同日から予約可能
- ・合宿予約⇒利用日の6カ月前の同日から予約可能

◎グラウンドのキャンセル

- (1) 合宿及び大会の場合、使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったことを使用開始日の2カ月以上前に申し出たとき：半額
 - (2) 合宿及び大会の場合、使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったことを使用開始日の1カ月以上前に申し出たとき：全額
 - (3) 通常予約の場合、使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったことをグラウンド使用日の3日前から全額
 - (4) 通常予約の場合、使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったことをグラウンド使用日の2日前から全額
- ※但し悪天候により主催者及び協会事務局が協議し使用できないと認めた場合はキャンセル料は発生しない。

◎グラウンドの減免について (減免になるもの)

- ・国、県、町主催行事 (事務局長に確認)
- ・一般社団法人檜葉町スポーツ協会主催行事
- ◎高校・中学校大会について
 - ・球場使用料については基本料金の半額減免とする。
 - ※但し、スコアボード・照明料金は料金表に基づき徴収する。
 - ・高校野球大会の大会入場料を取っていても興行とはしない。

事務局長	係長	係